

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案について

一 趣旨

この法律は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日（以下「退位特例法施行日」という。）の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記の取扱い等について定めるものとする。

二 法律の表記の取扱い

- 1 退位特例法施行日の翌日以後において、平成の元号を用いて同日以後の日、月、年又は年度（以下「日等」という。）を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合には、当該表記については、令和の元号を用いてこれに相当する日等を表している法律の表記として取り扱うものとする。

◎平成の元号を用いて同日以後の日、月、年又は年度を表している表記とその取扱い（例）

典型例) 「平成31年6月1日」(選挙執行経費法改正案) ⇒ 「令和元年6月1日」

単語の一部) 「平成32年見込人口」(衆議院議員選挙区画定審議会設置法) ⇒ 「令和2年見込人口」

解釈で補充) 「平成31年ラグビーワールドカップ」(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法)
⇒ 「令和元年ラグビーワールドカップ」

終期を指す) 「平成22年から平成31年までの期間」(平成21年所得税法等改正法附則)
⇒ 「平成22年から令和元年までの期間」

改元前後混在) 「平成31年分」(平成30年所得税法等改正法附則) ⇒ 平成31年1月から4月までの分と令和元年5月から12月までの分を合わせたものを「令和元年分」として取り扱う。

- 2 平成の元号に代わる表記であって平成を表すものにより退位特例法施行日の翌日以後の日等を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記の取扱いについても、1と同様とする。

◎平成の元号に代わる表記であって平成を表すものにより退位特例法施行日の翌日以後の日等を表している表記とその取扱い（例）

「(平成31年3月1日から)同年5月30日まで」(平成31年統一地方選日程特例法)

⇒ 「(平成31年3月1日から)令和元年5月30日まで」

- 3 退位特例法施行日の翌日以後において、平成の元号を用いずに平成に係る年により同日以後の日等を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合には、当該表記については、令和の元号を用いずに令和に係る年によりこれに相当する日等を表している法律の表記として取り扱うものとする。

◎平成の元号を用いずに平成に係る年により同日以後の日等を表している表記とその取扱い
(例)

「31年新消費税法」(平成24年消費税法改正法附則) ⇒ 「元年新消費税法」

「35年改正規定」(平成28年所得税法等改正法附則) ⇒ 「5年改正規定」

三 政令等の表記の取扱い

- 1 政府は、この法律の趣旨を踏まえ、速やかに、政令、内閣府令、省令その他の法令及び行政文書の表記について二の取扱いと同様の取扱いとすることを定める等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国会の諸規則及び文書の表記の取扱いについては、この法律の趣旨を踏まえ、二の取扱いと同様の取扱いとすることを定める等、国会において必要な措置を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、退位特例法施行日〔平成31年4月30日〕の翌日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。